

31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります

- ① 国税庁の「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ② 申告書を作成
- ③ 申告書をe-Taxで提出

マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式)

マイナンバーカード、ICカードリーダライタが必要です。

IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式)

30年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したID・パスワードが必要です。

※印刷して郵送などで税務署へ提出も可能です。

31年1月からいつでもどこでもスマホで申告

国税庁の確定申告書等作成コーナーでは、スマートフォン、タブレット端末でも所得税の確定申告書が作成できます。

◆スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマホ専用画面を利用できます。

◆ID・パスワード方式で申告完了

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存

社会保障・税番号(マイナンバー)制度

確定申告書の提出には、「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの人

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- 自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない人

番号確認書類	+	身元確認書類
本人のマイナンバーを確認できる書類 ・通知カード ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る) などのうちいずれか一つ		記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうちいずれか一つ

※30年1月以降、一部の手続で番号確認書類の提示または写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を確認してください。

確定申告相談会

東海税理士会による無料の確定申告相談会です。

時 2月16日(日) 10時～16時30分

場 総合文化センター405研修室

対 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※譲渡所得のある人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは除く

定 40人(事前予約優先) ※当日10時から整理券を配布します。

持 確定申告に必要な書類(P4参照)

申問 事前予約は当日までに、電話(77-3636)で東海税理士会刈谷支部へ。

所得税および復興特別所得税の確定申告

問 刈谷税務署(☎21-6211)

申告は3月15日(金)までに刈谷税務署で

確定申告は、昨年1年間(30年中)の所得を基に所得税および復興特別所得税額を決めるものです。刈谷税務署では、パソコンを利用した申告書の作成補助を行っています。

※29年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて、申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ(ハガキまたは通知書)」が送付されるようになりました。

時 2月18日(月)～3月15日(金)
9時～17時(土日を除く、受付終了は16時)

※2月24日(日)、3月3日(日)は開設しません(納税不可)。
※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

場 刈谷税務署

※駐車台数に限りがあり、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

※総合文化センター立体駐車場屋上部分をご利用の際は駐車券を持参してください。なお、催事などにより利用できない場合があります。



◆申告期限・納付期限

- 申告所得税および復興特別所得税 …… 3月15日(金)
- 贈与税 …… 3月15日(金)
- 消費税および地方消費税(個人事業主) …… 4月1日(月)

◆振替納付日

- 申告所得税および復興特別所得税 …… 4月22日(月)
- 消費税および地方消費税(個人事業主) …… 4月24日(水)

確定申告に必要なもの

- 確定申告のお知らせ(郵送された人のみ)、収支内訳書(事業所得や不動産所得などがある場合)
 - 昨年の確定申告の控え(昨年確定申告をした人のみ)
 - 源泉徴収票(給与や年金のある場合)
 - 健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除の明細書(医療費通知)、セルフメディケーションの明細書(その年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類)、医療費の領収書、医薬品購入費の領収書、保険による医療費の補てん額が分かるもの
 - 上場株式などの配当などの支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書
 - 帳簿など、収入金額や必要経費の内訳の分かるもの
 - 寄附金の領収書、証明書
 - 認印(朱肉で押すもの)
 - 所得税および復興特別所得税の還付を受ける金融機関の口座番号の分かるもの(還付申告の場合)
 - 本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カードと免許証などの身元確認書類)
- ※上記以外の書類などが必要となる場合もあります。書類が不足していると申告できない場合があります。

社会保険料払込証明書の郵送

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の払込証明書は、1月下旬に該当する人に郵送します。申告する際は忘れずにお持ちください。

なお、国民年金保険料の控除証明書は、日本年金機構から郵送されます。